



# 市川税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 272-8573 市川市北方1-11-10 Tel. 047 (335) 4101 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP  
1

### 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。  
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP  
2

### 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP  
3

### e-Tax で送信して提出

#### ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

#### ②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成でき

新型コロナウイルスの急速な感染拡大を踏まえて、税理士による無料相談会は、全日程中止となりました。

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期—間	会—場	所—在—地	受—付—時—間
1月29日(金)・2月1日(月) 2月3日(水)・2月4日(木)	行徳文化ホール ———I&I	市川市末広1-1-48	午前9時30分から 午後3時
2月5日(金)・2月8日(月) 2月9日(火)・2月10日(水) 2月12日(金)	浦安市文化会館	浦安市猫実1-1-2	※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。

○ ~~小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税・年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(配当所得、住宅借入金等特別控除、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)~~を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

○ ~~ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)~~の写し等をご持参ください。

○ ~~会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切る場合がございますのでご子承ください。~~

○ ~~昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご子承ください。~~

○ ~~申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご子承ください。~~

(裏面もご覧ください。)

# 申告書作成会場の開設について

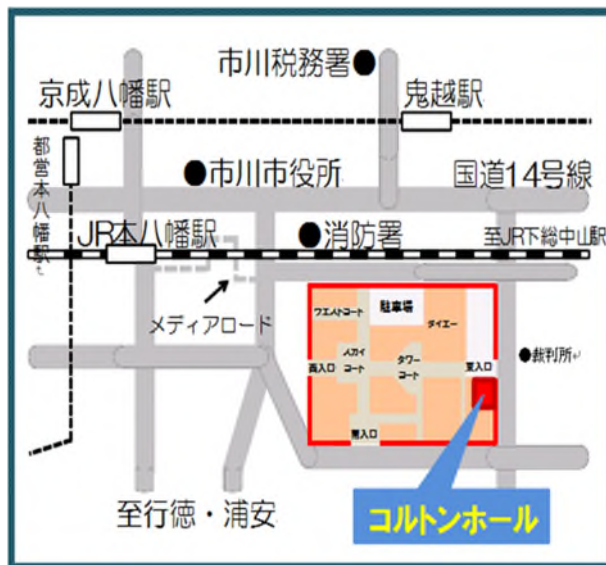
～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	受付時間
2月5日(金) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	ニッケコルトン プラザ内2階 コルトンホール	市川市 鬼高1-1-1	午前8時30分から午後4時 ※会場の混雑回避のために、受付を 早めに締め切る場合があります。

(注) 2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 駐車場料金サービスは行っておりません。
- 公的年金を受給されている方については、上記開設期間の前でも、市川税務署で相談を受け付けています。
- 上記申告書作成会場では、還付申告等をされる方のために、3月16日以降も相談を受け付けています(3月29日まで。3月30日以降は市川税務署までお越しください。)
- 申告書等の提出のみの場合は、直接市川税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- 作成会場での用紙配布は行っておりません。申告書等の用紙が必要な場合は、お近くの税務署にお越しいただくか、国税庁ホームページから入手してください。

## 【案内図】



## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないと  
いった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの  
対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願い  
いたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。  
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願い  
いたします。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類  
(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

